

鳥取県医療施設等持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療施設等持続化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等に給付金を給付又は施設整備等に要する経費を補助することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別紙に定める事業の対象となる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別紙に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別紙に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書並びに申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別紙に定める様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。ただし、国が補助対象病院を選定する事業については、県が国から補助対象病院の伝達を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）別紙に定める「1. 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」は、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日

（2）別紙に定める「2. 分娩取扱施設支援事業」及び「3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」は、交付申請の日

2 規則第17条第1項の報告書並びに報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別紙に定める様式によるものとする。

3 本補助金の交付額の確定通知は、第1項第2号の場合にあつては、様式第3号によるものとする。なお、様式第3号による交付額の確定通知は、第5条第2項の交付決定通知を兼ねるものとする。

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長

が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

1. 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業

(1) 目的

本事業は、ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和8年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下同じ。）であって、以下の要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致しているとして厚生労働大臣が認めたものとする。

①「業務効率化計画」の作成

以下の内容が盛り込まれた最大3年間を対象とする「業務効率化計画」（以下「計画」という。）を作成し、各年における具体的な取組内容を記載すること。

組織

院長、副院長等の管理者が委員長となる「業務効率化推進委員会」を設け、経営者層が業務効率化のPDCAを主導して進めること（当該委員会の体制や運用が記載された書面を提出）。

PDCAについては、特に評価と見直しの仕組みを必ず設けること。

なお、当該委員会は、上記趣旨に沿うものであれば既存の委員会を活用することも差し支えない。

対象部門

「医師部門」「調剤部門」「看護部門」「その他コメディカル部門」「事務部門」「その他のバックアップ部門」のいずれか又は全てが含まれていること。

具体的かつ定量的な効率化目標

それぞれの病院の実情に応じた具体的な目標であって、対前年同月比●%以上など、定量的に測定及び評価できるものを設定する。

例えば次のような目標が考えられるが、この範囲に限らず、病院の実情に応じて設定すること。

(医師部門)

- ・診療情報提供書、退院時サマリ等の文書作成に要する時間の減
- ・がん登録等のデータ入力作業に要する時間の減
- ・医師の超過勤務時間の減
- ・医師事務作業補助者の効率的配置

(調剤部門)

- ・薬剤師の調剤業務時間の減
- ・薬剤師の薬歴、退院時服薬指導等の文書作成に要する時間の減
- ・薬剤師の医薬品情報業務時間の減

- ・薬剤師の超過勤務時間の減

(看護部門)

- ・患者情報収集、看護記録の作成、医師からの指示待ち等に要する時間の減
- ・夜勤帯看護職員による患者訪室頻度の減
- ・看護職員の超過勤務時間の減
- ・看護補助者の効率的配置

(その他コメディカル部門)

- ・リハ職種の記録作成等の時間の減
- ・その他医療関係職種の超過勤務時間の減
- ・リハ職種による入院後早期リハ介入率の増
- ・臨床工学技士が中央管理するME（医用工学）機器割合の増

(事務部門)

- ・職員の勤怠管理業務に要する時間の減
- ・レセプト点検業務に要する時間の減
- ・外来患者の待ち時間の減
- ・事務職員の超過勤務時間の減

(その他のバックアップ部門)

- ・給食部門のクックチル方式導入による早朝・深夜勤務の減

業務手順の見直し、タスク・シフト/シェアに関する具体的内容

上記目標を達成するため、業務手順の見直しやタスク・シフト/シェアをどのように行うのか、具体的に設定すること。

特に機器等を導入する場合は、最大限の効果を発揮できるよう、必要に応じて業務手順を見直すこと。

ランニングコストの確保に関する内容

ICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外であり、当該ランニングコストは業務効率化によって賄われるべきであることから、その確保に関する具体的方針を記載すること。

②厚生労働大臣への報告

上記計画の進捗を国においても確認するため、1年目の計画終了時、2・3年目の計画途中及び3年目の計画終了時に、厚生労働大臣が別途定めるところにより、鳥取県知事を通じて厚生労働大臣に報告書を提出し、その評価を受けること。

③厚生労働大臣が別途定める業務効率化に関するデータの提出

上記②とは別に、厚生労働大臣が別途定めるデータの提出に応じること（※1）。

（※1）ICT機器等の導入前後において、対応する業務に要する時間、関係職員の総労働時間・超過勤務時間、医療安全に関する情報（インシデント件数）等のデータ提出を求めることを想定している。

④令和8年4月1日時点でベースアップ評価料（※2）を届け出ていること。

（※2）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

⑤県において、

- ・対象病院が、鳥取県医療計画の5疾病6事業や在宅医療を提供するなど、地域医療に一定の貢献をしていることや、
- ・対象病院が、地域医療構想調整会議に参加し、病床の機能分化・連携、再編・統合を進める地域医療構想の推進に協力しており、当該病院の補助対象の取組がそうした地域医療構想に沿ったものであることが確認されていること。

(3) 本事業の補助額・補助対象経費

令和8年度中に生じる業務効率化に必要な経費(※3)の5分の4(国負担割合3分の2、都道府県負担割合3分の1)を上限に補助する。なお、1施設あたりの補助上限額(基準額)は80,000千円とする。(※4)

(※3) 業務効率化に資するICT機器等の導入及びそれに附随する費用が対象である。(備品費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費)

(※4) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、対象経費の実支出額に5分の4を乗じた額と、基準額とを比較し、最小額を補助額として選定する。

ICT機器等には、職員間の情報共有のためのスマートフォンや業務用インカム、患者の見守り支援機器等のほかにも、生成AIを活用した各種業務支援サービス(AI問診や文書自動作成支援等)や薬剤・検体搬送ロボット、マセレーター(容器ごと粉碎・排水処理する汚物処理設備)、薬剤自動分包機等も対象となる。

その他、医事部門・給食部門・清掃部門等の職員の業務効率化に資するICT機器等も対象となる。

附随する費用としては、設置費用、訓練費用、効果測定費用、関連設備の改修費用(Wi-Fi環境整備費用や電子カルテ等のシステム連携費用を含む。)等は対象となる。

また、ICT機器等にはソフトウェアやサービスも含まれ、利用料等の支払いがなければ運用できない場合は、令和8年度中に生じる利用料等(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に生じる最大12ヶ月分)も対象となるが、本事業において、令和9年度以降に生じる当該経費への支援は行えないことに留意すること。

なお、施設整備費用(例:休憩室・レクリエーション関連施設・院内保育所等の施設整備費用)は対象とならない。

(4) 留意事項

①本事業の対象医療機関は、県の意見や実情も踏まえて厚生労働大臣が選定することとなるが、特定の開設主体に集中する等の偏った選定は行わない。

②補助金の返還について

ア 本事業により補助を受けた対象医療機関は計画に沿って業務効率化に取り組み、設定した目標の達成に努める必要があるため、(3)②のとおり厚生労働大臣の評価を受けなければならない。その上で、当該評価において、成果が認められなかった場合には補助金の返還を求める場合がある。ただし、災害の発生等、やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

は補助金の全部の返還を求める。

- ③今後の事業の参考とするため、厚生労働省から、対象医療機関において導入した I C T 機器等の具体的な製品名、製品価格等の導入に要した一連の費用等に関する情報の提出を求めることがあるので、これに応じること。
- ④業務効率化計画は最大 3 年間を対象に作成するものであるが、ここに記載した 2 年目・3 年目の取組に関する対象経費の補助が保証されるものではないので留意すること。
- ⑤本別紙に定めのない事項については、別途、医政局医療経営支援課と協議の上、決定する。

(5) 交付申請の際に提出する様式

申請様式 1

(6) 実績報告の際に提出する様式

厚生労働省が別途定める報告書

2. 分娩取扱施設支援事業

(1) 目的

本事業は、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心して子どもを産み育てることのできる周産期医療体制の確保を図るものである。

(2) 補助対象

本事業は、アからウの要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの分娩取扱件数が 2 5 件以上であること

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること

ウ 令和 6 年度における分娩取扱件数が、令和 5 年度における分娩取扱件数を 5 % 以上下回っていること

(3) 交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じた額と、基準額とを比較し、最小額を補助額として選定する。)

①基準額

1 施設当たり、1, 1 6 0, 0 0 0 円×分娩取扱件数減少率 (%) (※)

②対象経費

令和 7 年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率 (%) / 1 0 0 (※)

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③補助率

2分の1

※（令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数）／令和5年度の分娩取扱件数×100（小数点以下は切り捨て、15%を上限とする）

（4）留意事項

本事業においては、令和7年度に下記補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

ウ 本別紙に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（5）交付申請及び実績報告の際に提出する様式

申請様式2

3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（1）目的

本事業は、分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して、分娩取扱の継続に必要な経費の一部を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持を図るものである。

（2）補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと鳥取県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

①令和7年度において、分娩取扱実績があること

②令和7年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること

③令和7年度において、妊産婦の健康診査を実施していること

④県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

⑤今後の分娩取扱について県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること

（3）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。（総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と、対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額と、基準額とを比較し、最小額を補助額として選定する。）

①基準額

1施設当たり

ア 分娩取扱期間 年間9月以上 11,246千円

イ 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,500千円

ウ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,700千円

②対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる経費

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③補助率

10分の10

(4) 留意事項

①令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されたもの

イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

ウ 本別紙に基づき実施する分娩取扱施設支援事業

②交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

(5) 交付申請及び実績報告の際に提出する様式

申請様式3